

定額減税の考え方（給与所得者の場合）

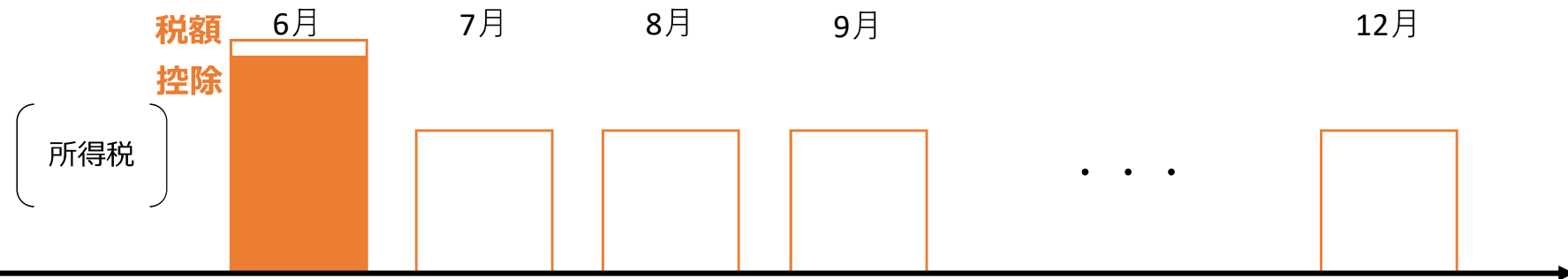
所得税の定額減税の考え方

- **暦年課税**であるため、最終的な税額は年間の収入額等が年末に確定した段階ではじめて確定し、年間の減税額も確定する。
- 減税は、**納税の機会に納税額から減税する対応**となり、**最終的には確定申告での対応**となるが、それ以前に納税の機会がある場合には、令和6年6月以降、**実務上可能な限り早い機会を通じて減税**を行う。

< 給与所得者の場合（イメージ） >

給与収入については、源泉徴収義務者の事務負担にも配慮しつつ、6月から減税を実施すべく対応。

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、**減税額（一人当たり所得税3万円）**以上の場合（1か月で控除）



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、**減税額（一人当たり所得税3万円）**以下の場合（1か月以上）



減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整（又は確定申告）で対応